

釋 藏 院 規 約

住職及び総代会議決定事項

（会 費）

第一条 釋藏院檀家の会費（仏式米代及び釋藏院寺院護持会費（以下「護持会費」という。））は、戒名の資格に応じて、次の通り定める。なお、会費は毎年十二月末までに振込み又は寺院に持参する。

- ① 一 般 九千円
- ② 院 号 壹万壹千円
- ③ 院号居士 壹万参千円
- ④ 院号大居士 貳万参千円・院殿号大居士 六万参千円

(二) 釋藏院寺院護持会（平成五年二月十八日制定）を運営するにあたり、会費の内、参千円を充当する。護持会費は、本山に納める宗費、寺院保険等に支出し、残金は寺院の基本財産として積立てる。

（戒 名）

第二条 戒名は、本来、家ではなく、亡くなった個人に対して寺が授けるものである。戒名を授けるにあたっては家柄も考慮すべきではあるが故人が寺に施した行為に対して、報恩感謝の意味で戒名を授与する場合もあり、特に院号大居士、院殿号大居士は御布施だけでなく、寺に対して多大な貢献を行った人に授与する。

（葬 式）

第三条 葬式の御布施（通夜・初七日を含む）は、戒名の資格に応じて、次の通り定める。

- ① 一 般 参拾五万円以上
- ② 院 号 四拾五万円以上
- ③ 院号居士 五拾五万円以上
- ④ 院号大居士 壹百万円以上・院殿号大居士 貳百万円以上

なお、檀家以外及び新檀家となる場合並びに戒名の資格を変える場合は、長い間会費を納めた人との均衡を考慮して住職が定める。また、当寺僧侶以外の僧侶を頼む場合、経済的な問題がある場合等は、その都度住職と相談する。

（法 事）

第四条 四十九日忌、一周忌、三回忌、仏壇及び墓石の開眼供養等の法事の御布施は、戒名の資格に応じて、次の通り定める。

- ① 一 般 参万円以上
- ② 院 号 四万円以上
- ③ 院号居士 五万円以上
- ④ 院号大居士 壹拾万円以上・院殿号大居士 貳拾万円以上

（塔婆料）

第五条 塔婆は戒名の資格に関係なく、供養料を含め一本参千円とする。

（使用料）

第六条 使用料は次の通り定める。なお、本堂使用料は、護持会費とする。

- ① 葬儀で本堂を使用する場合、檀家は壹万円、檀家以外及び新檀家は参万円とする。
- ② 法事で本堂を使用する場合、檀家は五千元、檀家以外及び新檀家は壹万円とする。
- ③ 庫裏を使用する場合、庫裏使用料は壹万円とする。

（棚 経）

第七条 棚経は七月一日より行う。僧侶が各檀家の盆棚・仏壇を読経供養する。

(二) 棚経の御布施は、戒名の資格に応じて、次の通り定める。

- ① 一 般 参千円以上
- ② 院 号 四千元以上
- ③ 院号居士 五千元以上
- ④ 院号大居士 壹万円以上 ・ 院殿号大居士 参万円以上

（新盆参り）

第八条 お盆期間中に、僧侶が新盆の檀家の盆棚・仏壇を読経供養する。

(二) 新盆参りの御布施は、戒名の資格に応じて、次の通り定める。

- ① 一 般 壹万円以上
- ② 院 号 貳万円以上
- ③ 院号居士 参万円以上
- ④ 院号大居士 五万円以上 ・ 院殿号大居士 壹拾万円以上

（施餓鬼法要）

第九条 施餓鬼法要は毎年八月十六日に釋藏院本堂にて行う。新盆の施主に納めて頂く御布施（灯明料及び仏具料）は戒名の資格に応じて、次の通り定める。

(1) 灯明料

- ① 一 般 参万円以上
- ② 院 号 五万円以上
- ③ 院号居士 七万円以上
- ④ 院号大居士 貳拾万円以上 ・ 院殿号大居士 五拾万円以上

(2) 仏具料

- ① 一 般 五千元以上
- ② 院 号 壹万円以上
- ③ 院号居士 壹万五千元以上
- ④ 院号大居士 五万円以上 ・ 院殿号大居士 壹拾万円以上

（二階堂下墓地）

第十条 新墓地の永代使用料は、一平方メートルあたり五万貳千円とし、以後の年間管理料は一平方メートルあたり五百円とする。新墓地の永代使用料は、護持会費とする。尚、新墓地の使用に関しては「釋藏院二階堂下墓地規約（平成二年十月一日制定）」を定め三年毎に総代会議により改正することができる。

附則 この規約は、平成五年三月一日より施行する。

この規約は、平成二十四年五月一日より施行する。

この規約は、平成二十六年五月一日より施行する。

この規約は、平成二十七年五月一日より施行する。

この規約は、令和六年五月一日より施行する。